

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

宮城県仙台南高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する奨学生選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦します。

（1）家計について（選考対象者となる条件）

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村住民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- 1 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- 2 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- 3 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- 4 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- 5 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- 6 里親（同法第6条の4に規定する者）

（2）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（3）健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

(4) 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

- ① 調査書における学校成績概評が「A（4.3以上）」に該当する
- ② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、調査書における学校成績概評が概ね「B（3.5以上）」に該当する
 - ア 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - イ 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
 - ウ ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
- ③ 以下のいずれかに該当する
 - ア 評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある
 - イ 進学先での学修に対する意欲が認められる

以上

【連絡】

- ・ 推薦人数は4名です。
- ・ 推薦を希望する生徒は、先日、「給付型奨学金制度利用希望票」を提出した生徒も含め、担任より「給付型奨学金推薦希望届」を受け取り、必要事項を記入して、6月30日（金）まで担任に提出して下さい。
- ・ 「給付型奨学金制度利用希望票」を提出しなかった、または、貸与型奨学金だけを希望していた場合でも、その後の家庭状況の変化で（1）の①または②に該当することになり利用を希望する場合は、「給付型奨学金推薦希望届」を提出して下さい。
- ・ 本校を既に卒業した者でも、（1）の条件を満たして給付型奨学金を希望する場合は申し込むことが出来ます（卒業後2年以内に限りです）。希望する場合は、来校して「給付型奨学金推薦希望届」を受け取り、必要事項を記入して、6月30日（金）まで担当に提出して下さい。
- ・ 「給付型奨学金希望届」を提出する際に、同時に平成29年度の住民税（非）課税証明書を提出して下さい。

担当：総務部 須田 暁
電話：022-246-0131